



会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	令和6年3月15日（金曜日） 午後2時30分～午後4時	
場 所	本庁舎3階 教育委員会室	
出席委員名	小橋 秀生（教育長） 橋本 陽生（職務代理者） 佐野 恵理子	八頭司 めぐみ 狩野 理恵子
委員を除く出席者の職・氏名	部長 辻 和彦 参与 川 中 尚 参事 高瀬 栄津子 参事 渡 邊 晋 こども未来課長 長尾 忠行 子育て支援課長 成田 孝一 学校教育課長 家村 聡一	文化財課長 田 制 亜紀子 教育支援センター所長 安 達 里 香 図書館長 小 坂 富美子 生涯学習課長 辻 博 之 こども未来課 加 川 美 和

1. 開 会

2. 報 告 事 項

- (1) 令和6年度教職員人事異動辞令交付式について (学校教育課) ※資料1
- (2) 学校給食費の見直しについて (学校教育課) ※資料2
- (3) 公立幼稚園における子育て支援事業の充実について (子育て支援課) ※資料3

3. 議 題（協議事項）

- (1) 「保育・学校教育の重点」について (学校教育課) ※資料4
- (2) 「社会教育の方針と目標」について (生涯学習課) ※資料5
- (3) 八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について (こども未来課) ※資料6
- (4) 八幡市立保育所規則の一部改正について (子育て支援課) ※資料7
- (5) 八幡市立保育所延長保育事業運営要綱の一部改正について (子育て支援課) ※資料8
- (6) 八幡市預かり保育事業実施要綱の制定について (子育て支援課) ※資料9
- (7) 八幡市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止について (子育て支援課) ※資料10
- (8) 八幡市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の廃止について (子育て支援課) ※資料11
- (9) 八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部改正について (子育て支援課) ※資料12
- (10) 令和6年度公立就学前施設及び子育て支援センターの人事異動について (子育て支援課)
- (11) 教育委員会の人事について (こども未来課)

4. その他

- ・ 保育園訪問について

5. 配付資料

- ・ 令和6年度八幡市教育委員会行事予定一覧
- ・ 令和6年度入学式・入園式出席者
- ・ 2月分議事録（写し）

5. 閉 会

※次回定例教育委員会
日時：4月1日（月）午後3時から
場所：文化センター4階 小ホール



	内 容
[教 育 長]	1. 開 会 それでは、令和6年3月度の定例教育委員会を開催いたします。こども未来課。
[長 尾 課 長]	本日の定例教育委員会に1名の傍聴の申し出がございますので、報告いたします。
[教 育 長]	ただ今、事務局より報告のありました1名の傍聴の申し出に対しまして、委員会の傍聴の取り扱い、八幡市教育委員会傍聴規則第1条で教育長の許可を得た者は、傍聴をすることができますと規定されておりますが、委員の皆さんより何か意見がございますか。
[全 委 員]	意見なし。
[教 育 長]	ご意見がないようですので、教育長として可否を述べます。教育長として、傍聴を許可したいと思います。それでは、事務局から傍聴人に入場するように伝えてください。 暫時休憩いたします。 《傍聴人が入場し着席》
[教 育 長]	休憩前に引き続き、会議を開きます。 本日は、議題の関係上、2. 報告事項、4. その他、5. 配付資料、3. 議題の順で進めていきたいと思いますが、これにご異議はございませんか。 異議なし。 それでは、2. 報告事項からお願いします。(1)「令和6年度教職員人事異動辞令交付式について」、事務局より報告願います。こども未来部参与。
[川 中 参 与]	2. 報 告 事 項 (1) 令和6年度教職員人事異動辞令交付式について 令和6年度教職員人事異動辞令交付式についてご報告申し上げます。 日時は令和6年4月1日月曜日、八幡市文化センター4階の小ホールで行います。午前11時から辞令交付式、昇任・転出・転補の辞令交付を行いまして、その後、午後2時から転入・採用の方の着任式を行います。教育委員の皆様には、午後2時からご出席のほどよろしく願います。なお、当日着任式が終わり次第、校長会議及び定例教育委員会を開催する予定としておりますので、どうぞよろしくお願いたします。
[教 育 長]	ただ今の報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。ないようでありますので、教育委員の皆様におかれましては、午後2時の着任式からのご出席をよろしくお願いたします。 次に、(2)「学校給食費の見直しについて」、事務局より報告願います。学校教育課。
[家 村 課 長]	(2) 学校給食費の見直しについて 学校給食費の見直しについてご報告いたします。お手元の資料2をご覧くださいと存じます。 学校給食費については、令和5年4月に1食当たり月額、小学校では240円から270円に、中学校では280円から320円に改定し、実施してまいりました。しかし、給食用食材の価格上昇は続いており、昨年度と比較しても価格の上昇は著しいものとなっております。給食の材料を令和4年度と比較しますと、パンは6%、米飯は8%、牛乳は15%値上がりし、副食用の食材も132品目で調査したところ平均で7%上昇しております。そのような中、給食を実施していくため安価な食材を使用するなど色々工夫してまいりましたが、現在の学校給食の質を維持していくことが困難な状況となっており、この度、学校給食費を見直すことといたしました。その内容は1食あたりの単価、小学校で280円の10円増、中学校で330円の10円増としております。改正時期は令和6年4月1日からでございます。 なお、市議会令和6年第1回定例会で令和6年度当初予算について審議中ではございますが、子育て世代が安心して生活し続けられよう、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、学校給食費の保護者負担額の約4分の1を軽減することとし、小学校で4040万円、中学校で2740万円を計上させていただいております。予算を議会でご可決いただきましたら、



	<p>市から学校給食会計に1食あたり小学校で70円、中学校で90円の助成を予定しております。これによりまして保護者にご負担いただく額は、1食あたり小学校で210円、中学校で240円としております。以上ご報告いたします。</p>
[教育長]	ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。
[橋本委員]	私も学校訪問等させていただいて、八幡市の給食は美味しいものを提供していただいていると思っております。誇らしいなと思っているところです。今ご説明にありましたように、物価高騰の折にどんどん食材費がかかっている、質を保っていただけるのか常々心配しておりました。確かに家庭の負担になるわけで、補助金もかなり出していただいているということでバランスを取っていただいているんだと思いますが、子どもたちが健康で生き活きと日々明るく生活してくれる一番のものは食べることだと思います。これはお願いのレベルですが、現在の状況の質が保てるようにご努力いただきたいと思っております。
[教育長]	他にご質問等はございませんか。ないようでありますので、次に、(3)「公立幼稚園における子育て支援事業の充実について」、事務局より報告願います。子育て支援課。
	(3) 公立幼稚園における子育て支援事業の充実について
[成田課長]	公立幼稚園における子育て支援事業の充実について、ご報告申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。
	地域における子育て環境の更なる充実に向け、令和6年度から公立幼稚園で実施している「預かり保育」の保育時間を拡大するとともに、新たに2歳児を対象にした「プレ保育」を導入することとしています。それぞれ内容について、ご説明させていただきます。
	まず、預かり保育の充実についてでございます。こちらは、預かり保育の保育時間及び長期休暇中の実施日を資料のとおり拡充するものでございます。具体的には、まず通常開所日について、現行の16時30分までとしている保育時間を30分拡大し、17時までとすること、また、長期休暇中については、現行の9時から16時30分までとしている保育時間を8時45分から17時まで拡大し、実施日についても、7月と8月の一部で実施しているものを、原則、春・夏・冬休み全ての日で実施するものです。
	次に、プレ保育の導入についてでございます。こちらは、未就園児が幼稚園生活の一部を体験するための新たな保育サービスとして、資料のとおり事業を新設するものです。その内容といたしましては、市内在住の2歳児を対象に原則週2日、1日2時間半の保育時間を設け、1グループあたり4人までの受け入れを行うとともに、保育料については無償での実施を予定しているものです。また、園児募集については、当初予算のご可決をいただいた上で、5月の広報で周知することとし、その間に必要な教材や備品の整備、また、指導計画等の作成を進め、2学期から事業を開始する予定としております。報告は、以上でございます。
[教育長]	ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。
[狩野委員]	預かり保育の保育時間延長ということで、本日は園訪問で保育園を回ってきておりまして、保護者が就労されるということで保育ニーズが高まっている中ですので、園にとっては30分の延長は若干の負担にもなるかとは思いますが、世の中の様子を見ておりますと大事なことだと思っております。併せて春・夏・冬休みも全てで全日実施ということで、これもまた大きな一歩ではないかと思っております。ただ私が在職していた時には職員の休暇保障もございまして小学校以降も同じように閉園日を設けてきたと思っておりますが、その辺りの預かり保育についてはどのようなものか教えていただきたいです。
[成田課長]	閉園日についてはこれまでと同じ考え方で設ける予定で、その間については預かり保育は止める予定にしています。
[狩野委員]	もう1点プレ保育についてお伺いします。京都府の中でも親子登園は1園あるんですけど、2歳児のプレ保育をやっているところがそれ以外は公立園ではございませんので、ものすごく画期的な進歩だなと思っております。ニーズがどれくらいあるか、まだまだ保護者の方もご存知ないのでわからない、不透明なところでしばらくは認知度が少なくて応募がない状態があるかもしれませんが、前回も言いましたように公園デビューがなくなり同じような就学前の子どもがどこかで一緒に集うことがなかなかない時代ですので、素晴らしい取り組み



[成田 課長]	みではないかと思ひます。その中で1つ質問ですが、1グループあたり4人ということですが、これは親子ではなくお子さんだけを預かるという形ですか。 原則お子さんだけをお預かりします。ただお子さんの様子に応じて、スタート時期は一定程度保護者にご協力いただくかもしれません。原則は他所でやっている親子登園のような形ではなく、お子さんだけの保育を行う予定です。
[狩野 委員]	保護者の方が子育てで余裕なく過ごされているのが今の社会だと思います。1時間でも預かってもらえたらというようなニーズがあったりしますので、2時間半園の中で過ごせるということは子どもにとっても同年齢のお子さんと多少なりとも人間関係を作っていく、人生の基礎を培ううえで大事な時間になりますし、保護者の方にとっても園に願ひしてリフレッシュできる時間であったりハラハラしてリフレッシュできないかもしれないけれども、大事な機会だと思いますので、ぜひ充実したプレ保育を進めていただけることを切に願ひしております。先ほど言ひましたように京都府の中で1歩前に出た素晴らしい取り組みだと思いますので、ぜひこれを充実・発展させていただけたらと願ひしております。よろしくお願ひします。
[教育長]	他にご質問等はござひませんか。ないようでありますので、これにて報告事項を終結いたします。 次に4. その他についてでございます。本日の保育園訪問について何かご意見、ご質問はござひますか。
[狩野 委員]	4. その他 本日、3つの園を訪問させていただきました。みその保育園と南ヶ丘保育園、南ヶ丘第二保育園という形で寄せさせていただきます。みその保育園は4月からこども園に変わりますので、園長先生がこのチャンスを生かして保育教諭の質の向上を、ということでみんなで研修していく機会を大事に作っていきたくとおっしゃっております。 先週の土曜日、全国的にも子育て支援・保育の充実を一所懸命頑張られている舞鶴市が子育てフォーラムをされました。パネラーの中に市長さんもずっと参加して、教育長さんもパネラーになられて、公私立混ざって小学校の先生も一緒になって就学前の教育と幼小連携を考えると、ものすごく熱い研修会をされまして圧倒された次第です。子どもを真ん中において、子どもの育ちを積み上げていく事の重要性について大きく語られました。そこでもそうでしたし、その1週間ほど前にも別の仕事の関係で京都教育大学の古賀 松香（こがまつか）先生のお話を伺ひました。どちらも共通するのが保育の質を上げるのは先生の研修です、保育を見直して先生自らが関わっていく事が一番です、と熱くおっしゃられていました。本当にそうだなと今日3園回らせていただいて、それぞれの園の特徴も感じながら思った次第です。 前回も言わせていただいたかなと思ひますが、こども園の教育保育要領、保育所保育指針共に職員の研修がはっきりと示されております。でも四六時中子どもがいる中で、なかなか研修の機会を持ってないことが今まで大きな悩みだったと思ひます。みその保育園ではこども園になる機会に先生方の研修を何とか確保していきたいとおっしゃっていただきました。南ヶ丘の両園ともに、これって恵まれた園だなと思ひたのが家庭支援の先生がそれぞれ2名いらっしゃって、いろんな研修を進んでやっていらっしゃる。特に人権を中心に園の課題に年間5時間ほど保障してもらっているということで、いま不適切保育が大きな話題になって昨日も大きなニュースで出ておりますが、素早く不適切保育についても先生方が学んでいらっしゃるといふのは凄ひなことだなと思ひます。他園はなかなかそういう機会が持てませんし、八幡市は保育の充実をする意味でも研修時間の確保をしっかり設けていただけたらありがたいなと思ひます。いま人手不足で保育士が見当たらなかつたりということが現実にあるかもしれませんが、行政が旗を振って研修していきましようということで、目の前にいる子どもたちにどう向かうか、先生方の意識の向上に向けてぜひ予算化していただき、研修時間の確保、中身の充実をお願ひしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。
[教育長]	他にご意見、ご質問等はござひませんか。
[狩野 委員]	園のICTについて今までも何度か話題に上がっていたと思ひます。園は直接的・具体的



な体験を十分すること、私はそれが一番大事と思っていますが、先日、文部科学省の平手調査官の研修を受けた折に、文部科学省の考え方としてそれは基本として大事だけどICTの活用もこれからの時代には欠かせないということで、国から大きな予算化をされていると伺いました。国もそういうことをいよいよ予算化して、園の中でも少しずつ、子どものニーズというか何でもかんでもICTを使うのではなく、直接的・具体的な経験は非認知能力を高めるうえで大事なことなのでそこは外せないと思いますが、今の時代赤ちゃんからスマートフォンを触っていますので、子どもが何か調べたいとか検索していくこともよく知っておりますし、私も事例をいくつか過去に先に読んでいまして、こういう使い方があるのかというものも学んでおります。国の方でそういう予算化されてということをお伺いしておりますので、また今後ご検討いただければなとお願いいたします。

[教育長] 他にご意見、ご質問等はございませんか。

[佐野委員] 園訪問とは違いますがお聞きしたいことがあります。八幡市の支援学校と小学校との繋ぎのところの連携は、何かされているのでしょうか。支援学校との先生と。

[川中参与] 支援学校と各学校との関係ですが、八幡の場合は一応支援学校の中にサポートセンターがありますので、そのサポートセンターとの連携が主になってくるかなと考えています。

子どもたちの連携ですが、例えば校区の学校に何日か来て交流するようなところは以前ありましたが、コロナ禍以降現状がどうなっているか把握できていない状況です。主に府のサポートセンターの先生方との研修については、それぞれ特別支援担当の方がメインになりながら、その子の状況を見ていただいたりしていますので、その辺の交流は十分あるかなと感じています。

[佐野委員] 支援学校のサポートセンターの先生が各小学校を回られているんですね。学校運営委員会に行った時に八幡支援学校の小学校の入学生は今年度1名だそうです。どの学校も増えている中で、府南部で唯一減少しているそうです。去年も1名、今年も小学校入学生は1名ということで、他市町村に聞くと各小学校の先生と支援学校の先生との幼小連携みたいなそういう活動もしていて、八幡市はそういうのがないのかなと思ったんですが、サポートセンターと通じてやられているということですね。

[川中参与] そうです。

[佐野委員] ありがとうございます。

[教育長] 他にご質問等はございませんか。ないようでありますので、4. その他を終結いたします。次に、5. 配付資料について、事務局より説明願います。こども未来課。

5. 配付資料

[長尾課長] 本日の配付資料でございます。令和6年度八幡市教育委員会行事予定一覧と令和6年度入学式・入園式出席者、それと2月の教育委員会の議事録の写しをお配りしております。以上です。

[教育長] 次回定例教育委員会の日程について、事務局より説明願います。こども未来課。

[長尾課長] 次回の定例教育委員会の日程でございます。4月1日月曜日の午後3時から文化センターの小ホールで開催いたします。

[教育長] 次に、3. 議題に入らせていただきます。(1)「保育・学校教育の重点について」を議題といたします。事務局より説明願います。こども未来部参与。

3. 議 題 (協議事項)

(1)「保育・学校教育の重点」について

[川中参与] 資料4をご覧ください。前回の教育委員会で素案を提案させていただき、この間各教育委員さんの方からご意見等をいただきまして、それをこちらの方でまとめたものがこれになります。

まず1点目。1ページ目めくっていただいて「豊かな学びと確かな学力」1基礎・基本の確実な定着のところに幼児教育の視点が抜けておりました。ご指摘いただきましたので幼児期の遊びを通した総合的な指導という形で文言を追加させていただいております。それ以外は文言の整理、それから現在高学年における教科担任制もかなり導入が進んできております



ので、その文言を入れさせていただいたところです。このページにつきましてはその他一定文言の整理だけに留めさせていただいております。

次に2ページ目「豊かな人間性」保育園・幼稚園・こども園の部分で、安定感とか安心感ということが必要ではないかというご意見をいただきましたので、その部分を明確にするために、1番の内容について安心感をもって環境に関わりというような文言で整理させていただいたところです。

5ページ目のGIGAスクールですが既に4年目になってきますので、効果的に活用するために発達段階に応じた利用を進めるという形で文言整理をさせていただきました。

また教育委員さんの方から「子ども」の表現についてご意見がありました。本市の「保育・学校教育の重点」については全て平仮名で「こども」としております。正式な行政的文書でいうと、例えば京都府では漢字と平仮名の「子ども」で、文部科学省レベルなら全て漢字の「子供」で使われています。本市といたしましては、こども未来部が平仮名の「こども」を使っておりますし、教育委員会としても「こども」という平仮名の形でこのまま統合整理させていただきたいなと感じているところです。この辺も教育委員さんのご意見がありましたら当然直していただいたら構わないかなと思いますが、事務局としては八幡市の組織の部分も含め「こども」という平仮名の表現が柔らかさもありますので、幼児教育から全てを包括しているところも含め、その思いを繋ぎながら平仮名での「こども」という表現の提案をさせていただきたいと考えております。

よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[教育長]

ただ今の説明につきまして委員よりご意見、ご質問等はございませんか。

[狩野委員]

幼児教育の視点というのをきちんと織り込んでいただいて、うれしいなと思っているところです。特に安心感を持つてということがやはり幼児教育の基本になりますので、先生との関係の中で安心感をもって充実した生活が送れるということをしつかり盛り込んでいただいた点、遊びを通した総合的な指導ということも入れていただいた点も大事な部分だと思いますので、どうもありがとうございました。

[教育長]

他にご質問等はございませんか。ないようでありますので、議題(1)についてお諮りいたします。議題(1)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[全委員]

異議なし。

[教育長]

異議なしと認め、議題(1)「保育・学校教育の重点」について、は原案のとおり可決されました。

次に、(2)「社会教育の方針と目標について」を議題といたします。事務局より説明願います。生涯学習課。

(2)「社会教育の方針と目標」について

[辻課長]

社会教育の方針と目標について、ご説明いたします。資料5をご覧くださいたく存じます。

2月の本委員会でご提案しました、本年4月に「八幡市子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)」が策定されることに合わせ、1ページ(4)1行目の「第三次推進計画」という文言を「第四次推進計画」に修正するものです。

また、2行目の「子どもの成長に合わせた読書活動の支援」という文言を「多様な子どもの成長に合わせた自主的な読書活動の支援」に修正し、3行目の「子ども関係施設との協力をを行うとともに」という文言を「子ども関係施設との協力をを行う。」に修正するものでございます。

このことにつきまして、ご審議いただきご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

[教育長]

ただ今の説明につきまして、委員よりご意見、ご質問等はございませんか。

[狩野委員]

ちょうど今、保育・学校教育の重点の方で川中参与からいただいたお答えにあたるんですが、八幡市として平仮名で「こども」を表記するんだったら、この社会教育の教育方針と目標も平仮名の「こども」表記にされた方がいいのかなと思ったところです。いかがなものでしょうか。



[川 中 参 与]	この「八幡市子どもの読書活動推進計画」の「子ども」の表記については法令用語になります。この部分については法律上、漢字と平仮名の「子ども」を使うということになっておりますので、多分この部分については平仮名の「こども」表記にするのはかなり難しいかなと思います。
[橋 本 委 員]	今の保育・学校教育の重点との関係の観点で、例えば学校教育の方はかなり細かく文言調整等されていますが、3ページ目の家庭・地域社会の教育力の向上のところ、(1) 家庭・学校・地域社会の…と、こういう形の場合は園が入らない。保育・学校教育の重点では園があるので、学校・園、園・学校とか何か統一性を持たせるのであれば入れられたらどうかと、ご検討いただければと思います。
[辻 課 長]	この方針と目標につきましては中長期的な計画書のようなものであり、これまでの定例会でも大幅な制度の改正や条文等の改正がない限りは毎年大きな修正を加えるのは望ましくないとご指摘をいただいております。この度の修正は、第三次から第四次へ年次による修正をさせていただくこととなります。今回貴重なご意見をいただきましたので今後そういう改正等がございましたら、それに合わせて調整してまいりたいと考えております。
[橋 本 委 員]	0歳から死ぬまでの生涯学習の中での発達であって、今回市の方も組織改正をされましてこども未来部ができましたね。大きな変更です。こういう時に特におそらく市長さんも就学前教育については並々ならぬ思いをお持ちになっていると思いますので、確かに一言ではありますけれども、大きな観点が入っているか入っていないかは違いが起きますので、今後見直す機会がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。
[教 育 長]	他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでありますので、議題(2)についてお諮りいたします。議題(2)について、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。
[全 委 員]	意義なし。
[教 育 長]	異議なしと認め、議題(2)「社会教育の方針と目標について」、は原案のとおり可決されました。 次に、(3)「八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。事務局より説明願います。こども未来課。
[長 尾 課 長]	(3)「八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」 八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(案)について、ご説明いたします。お手元の資料6をご覧ください。 八幡市立就学前施設の基本方針を踏まえ、1施設当たりの適正な園児数の確保及び職員体制の充実等を図るため、就学前施設の再編を行いましたので八幡市教育委員会公印規程の改正を行うものでございます。 改正に係る内容としましては、一つに「みその保育園」を認定こども園に移行して「八幡幼稚園」と統合し、名称を「やわたこども園」に改めます。また、「八幡第三幼稚園」に「八幡第四幼稚園」を統合し、名称を「さくら幼稚園」に改めます。これに伴い、現在休園中の「八幡第二幼稚園」は廃園いたします。 二つに保育園・こども園の園長印について、小・中学校などと同様に取りまとめを行うための整理を行います。以上のとおりでございますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
[教 育 長]	ただ今の説明につきまして、委員よりご意見、ご質問等はございませんか。ないようでありますので、議題(3)についてお諮りいたします。議題(3)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[全 委 員]	意義なし。
[教 育 長]	異議なしと認め、議題(3)「八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」、は原案のとおり可決されました。 次に、(4)「八幡市立保育所規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明願います。子育て支援課。



[成田 課長]	<p>(4)「八幡市立保育所規則の一部改正について」</p> <p>八幡市立保育所規則の一部改正について、ご説明申し上げます。資料7をご覧ください。</p> <p>本件は、公立就学前施設の再編に伴い、「八幡市立保育所規則」の一部を改正する必要がありますので、本規則を提案するものです。その内容は、第2条に規定している施設名称において、みその保育園が認定こども園に移行するこのタイミングで全て削除し、今後の就学前施設の再編の状況に関わらず、本規則を弾力的に運用していくための規定の整理を行うものでございます。</p> <p>以上のとおりでございますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。</p>
[教育 長]	<p>ただ今の説明につきまして、委員よりご意見、ご質問等はございませんか。ないようでありますので、議題(4)についてお諮りいたします。議題(4)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
[全 委 員]	<p>意義なし。</p>
[教育 長]	<p>異議なしと認め、議題(4)「八幡市立保育所規則の一部改正について」、は原案のとおり可決されました。</p>
[成田 課長]	<p>次に、(5)「八幡市立保育所延長保育事業運営要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明願います。子育て支援課。</p> <p>(5)「八幡市立保育所延長保育事業運営要綱の一部改正について」</p> <p>八幡市立保育所延長保育事業運営要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。資料8をご覧ください。</p> <p>本件は、公立就学前施設の再編に伴い、「八幡市立保育所延長保育事業運営要綱」の一部を改正する必要がありますので、本規則を提案するものです。</p> <p>その内容は、延長保育事業を実施するみその保育園が認定こども園に移行することに伴い、本要綱を保育園・認定こども園の施設区分に関わらず運用していくための規定の整理を行うものでございます。</p> <p>以上のとおりでございますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。</p>
[教育 長]	<p>ただ今の説明につきまして、委員よりご意見、ご質問等はございませんか。ないようでありますので、議題(5)についてお諮りいたします。議題(5)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
[全 委 員]	<p>意義なし。</p>
[教育 長]	<p>異議なしと認め、議題(5)「八幡市立保育所延長保育事業運営要綱の一部改正について」、は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、(6)「八幡市預かり保育事業実施要綱の制定について」を議題といたします。なお、議題(6)については就学前施設の再編に伴い、従前の「八幡市立幼稚園預かり保育事業実施要綱」及び「八幡市立認定こども園預かり保育事業実施要綱」を廃止し、新たに制定するものであるため、議題(7)「八幡市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止について」、議題(8)「八幡市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の廃止について」と併せて一括議題といたします。事務局より説明願います。子育て支援課。</p> <p>(6)「八幡市預かり保育事業実施要綱の制定について」</p> <p>(7)「八幡市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止について」</p> <p>(8)「八幡市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の廃止について」</p>
[成田 課長]	<p>「八幡市預かり保育事業実施要綱の制定」、及び「八幡市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止」、並びに「八幡市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の廃止」についてご説明申し上げます。まずは資料9をご覧ください。</p> <p>本件は、公立就学前施設の再編に伴い「八幡市預かり保育事業実施要綱」を制定する必要があるため、本要綱を提案するものでございます。</p> <p>その内容は、みその保育園が認定こども園に移行し、預かり保育事業を開始することに伴</p>



い、これまで教育委員会所管の幼稚園と市長部局の所管であった認定こども園とそれぞれ分けて定めていた実施要綱を1本化し、新たに「八幡市預かり保育事業実施要綱」として制定するものでございます。

また、これに伴いまして資料10の「八幡市立幼稚園預かり保育事業実施要綱」及び資料11の「八幡市立認定こども園預かり保育事業実施要綱」については廃止いたしますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

[教 育 長] 　ただ今の説明につきまして、委員よりご意見、ご質問等はございませんか。ないようでありますので、議題（6）（7）（8）についてお諮りいたします。議題（6）（7）（8）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[全 委 員] 　意義なし。

[教 育 長] 　異議なしと認め、議題（6）「八幡市預かり保育事業実施要綱の制定について」、議題（7）「八幡市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止について」、議題（8）「八幡市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の廃止について」は原案のとおり可決されました。

次に議題（9）「八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部改正について」、を議題といたします。事務局より説明願います。子育て支援課。

（9）「八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部改正について」

[成 田 課 長] 　「八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部改正」について、ご説明申し上げます。資料12をご覧ください。

本件は、ファミリーサポートセンター事業において令和6年度からひとり親世帯の利用料助成を実施することに伴い、「八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱」の一部を改正する必要があるため、本要綱を提案するものでございます。

その内容は、第7条第1項において利用会員の対象をこれまで「おおむね生後6箇月児から10歳までの児童の保護者」と規定していたものを「生後6月から満11歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の保護者」に改めることで、利用会員となるための要件を明確にするものでございます。なお、本改正はあくまで要綱上の規定を明確化するためのものであり、実際に事業を利用できる児童の対象年齢等が変わるものではございません。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

[教 育 長] 　ただ今の説明につきまして、委員よりご意見、ご質問等はございませんか。ないようでありますので、議題（9）についてお諮りいたします。議題（9）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[全 委 員] 　意義なし。

[教 育 長] 　異議なしと認め、議題（9）「八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部改正について」、は原案のとおり可決されました。

次に議題（10）「令和6年度公立就学前施設及び子育て支援センターの人事異動について」、を議題といたします。

本議題及び議題（11）「教育委員会の人事について」は、人事に関することであるため、秘密会としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[全 委 員] 　意義なし。

[教 育 長] 　異議なしと認め、議題（10）「令和6年度公立就学前施設及び子育て支援センターの人事異動について」及び議題（11）「教育委員会の人事について」は秘密会とし関係部職員のみ
の審議といたします。

それでは、関係部職員以外の職員及び傍聴者については退席願います。暫時休憩します。

《関係部職員以外の職員・傍聴者 退席》



《以下、秘密会として開催》

[教 育 長]

秘密会を解きます。

5. 閉 会

[教 育 長]

以上をもちまして3月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。

令和6年度教職員人事異動辞令交付式等

日 時 令和6年4月1日（月）

場 所 八幡市文化センター4階 小ホール

1 辞令交付式（昇任・転出・転補） 午前11時開始

- ① 開 式
- ② 管理職 転補・昇任辞令交付
- ③ 一般職 転出辞令交付
- ④ 一般職 転補辞令交付
- ⑤ 教育長挨拶
- ⑥ 閉 式

2 着任式（転入・採用） 午後2時開始

- ① 開 式
- ② 採用・昇任者紹介及び自己紹介
- ③ 教育長訓示
- ④ 教育委員及び教育委員会事務局職員紹介
- ⑥ 学校長紹介
- ⑦ 閉 式

終了後 校長会議 及び 教育委員会を行います

学校給食費の見直しについて

学校給食費について、令和5年4月に1食当たりの単価を改定したところです。

しかし、給食用食材の価格上昇は続き、献立や材料の工夫だけでは対応が困難な状況となっています。

このような状況下で、現在の給食を実施していくため、安価な食材を使用するなど工夫してまいりましたが、学校給食の質を維持することが厳しくなっています。

以上のことから、今後も、文部科学省の学校給食摂取基準を確保し、安全・安心でおいしく魅力のある八幡の給食を維持していくため、学校給食費の見直しを行うことといたしました。

1 改定額（1食単価）

	現行	改定後
小学校	270円	280円
中学校	320円	330円

2 改定時期

令和6年4月1日

公立幼稚園における子育て支援事業の充実について

概要

地域における子育て環境の更なる充実に向けて、令和6年度から公立幼稚園で実施する「預かり保育」の保育時間を拡大するとともに、新たに2歳児を対象にした「プレ保育」を導入することとしています。

(1) 預かり保育について《充実》

【事業内容（予定）】

預かり保育の保育時間及び長期休暇中の実施日を次のとおり拡充します。

	現在	充実後
①通常開所日	保育時間終了後～16：30	保育時間終了後～ <u>17：00</u>
②長期休暇中	9：00～16：30 ※7月及び8月の10日間実施	<u>8：45～17：00</u> ※原則、春・夏・冬休みの全ての 日で実施（年末年始等除く）

(2) プレ保育について《新規》

【事業内容（予定）】

未就園児が幼稚園生活の一部を体験するための新たな保育サービスとして、次の内容で事業を開始します。

	内容
①対 象	市内在住の2歳児
②実施日	原則週2日
③保育時間	9：00～11：30
④定 員	1グループあたり4人（最大2グループまで募集） ※定員を超える場合は抽選
⑤保育料	無償
⑥園児募集	令和6年5月～
⑦事業開始	令和6年9月頃

※各園には専用の保育室を設ける予定です。

(案)

- 保育・学校教育の重点 -

八幡市教育委員会

令和~~5~~**6**年 4月

目 次

— 豊かな学びと確かな学力 —	1
1 基礎・基本の確実な定着	1
2 主体的・対話的で深い学びの実現	1
3 認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむ教育の推進	1
4 幼小・小中・中高の校種間の連携の推進	1
— 豊かな人間性 —	2
1 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立	2
2 不登校・いじめ・虐待などの解消に向けた総合的な取組の推進	2
3 芸術文化・読書活動に親しみ、ふるさと八幡を創る市民性の育成	2
— 健やかな身体 —	3
1 生涯を通じて体育・スポーツに親しむ能力・態度の育成	3
2 自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成	3
3 健やかな成長のための食育の取組の推進	3
— よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ —	4
1 一人一人が人権を尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指す 教育の推進	4
2 社会変化を前向きにとらえ、よりよい社会と幸福な人生を創り出す こどもの育成	4
— 魅力ある学校・園づくり —	5
— 教職員の資質能力の向上 —	5

保育・学校教育の重点

八幡市教育委員会

豊かな学びと確かな学力

1 基礎・基本の確実な定着

幼児期の遊びを通じた総合的な指導、モジュール学習、少人数指導や複数の教員教職員による指導、**小学校高学年における教科担任制の導入**などのよさを生かした授業など、本市で蓄積された実践を活用し、**創意性を発揮**して指導方法の工夫改善を進める。

2 主体的・対話的で深い学びの実現

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、保育・授業を通して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学びに向かう力などの資質や能力の育成に努める。

3 認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむ教育の推進

こども同士の活動の中で、学んだことやお互いのよさを認め合い、**自らの**可能性を発揮して、学びを深めるとともにことやコミュニケーション能力や課題解決能力、粘り強さなどの非認知能力の育成を図る。

4 幼小・小中・中高の校種間の連携の推進

こども達の学びの充実のため、各学校・園間の連絡・調整・実践を積極的に進め、持続可能で一体的な指導のできる「幼小接続教育」及び「小中一貫教育」に努める。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) こどもからの働きかけに応じた豊かで応答性のある環境を構成し、生命の保持と情緒の安定に配慮した細やかな保育を行うとともに、幼児教育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見据えた長期的な視野を持って、個に応じた柔軟性のある教育・保育の充実に努める。

小・中学校（義務教育施設）

- (1) 各種の調査などを活用し、児童生徒の学習状況を的確に把握するとともに、指導と評価の一体化を図り、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、多様な体験活動（学習）を通じて、探究的な学習を進める。
- (2) 自学自習の確立を目指し、学習方法を身に付けさせるとともに、家庭と学校で情報共

有し、家庭・地域と連携した学習習慣の定着に向けた取組を進める。

豊かな人間性

1 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立

多様で豊かな体験活動などを通して、豊かでたくましい心の育成と存在感や充実感のある学校・園生活を送らせるための積極的な指導を進める。また、学校・園や社会における規範遵守の意義や重要性について、日常的な指導や保育、学級活動・道徳などあらゆる場面を通しての時間において繰り返し指導を行って、こどもの規範意識の向上を図る。

2 不登校・いじめ・虐待などの解消に向けた総合的な取組の推進

校・園長を中心として全教職員の一致した指導体制により、未然防止・早期発見に努めるとともに、発生した場合には、関係諸機関や家庭や地域社会との連携を図り、互いに協力してこどもの立場に立って指導・支援を行う。

3 芸術文化・読書活動に親しみ、ふるさと八幡を創る市民性の育成

豊かな感性をはぐくむために、こども達の芸術文化活動や読書活動を推進し、意欲や資質を伸ばすように努める。また、ふるさと学習や伝統文化を学ぶ機会を拡充し、ふるさとに対する愛着と豊かな人間性をもち、将来の八幡を担う市民性の育成を図る。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

~~(1) 集団生活を通じて、様々な人とのかかわりの中でながら、他人の存在に気付き、人に対する信頼感や思いやりの気持ちなど社会生活上のルールや道徳性などの基礎を身に付けるように援助する。~~

(1) 園生活を過ごす中で、他者との信頼関係の下で安心感をもって環境に関わり、自己を十分に発揮しながら遊びや生活を楽しめるように援助するとともに、集団生活を通じて自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを培えるよう支援に努める。

(2) 保護者の多様な価値観や育児不安に適切に対応するとともに、こどもの基本的な生活習慣の確立を図るために、家庭との連携を深め、地域全体の子育て支援に努める。

小・中学校（義務教育施設）

(1) よりよい人格形成を促すために、教職員とこどもとの深い信頼関係を基盤として、内面の理解に努め、生徒指導実践上の視点（自己の存在感・共感的な人間関係・自己決定の場・安全・安心な風土）を生かして、きめ細かな指導と、適切な教育相談を行う。

(2) 様々な問題事象に対しては、法や方針などに基づきスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関なども活用して、チームとして対応し、こどもの自発的・

主体的に成長発達する過程を支えるよう努める。また、望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係の育成に努める。

- (3) こどもの実態を考慮しながら、生命を大切に、他人を思いやることのできる豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」として、教育活動全体を通じて道徳性を養うよう努める。

健やかな身体

1 生涯を通じて体育・スポーツに親しむ能力・態度の育成

健やかな身体をはぐくむために、体育・スポーツ活動を、教育活動全体を通じて適切に実施し、運動することの楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむ能力や態度を育てる。

2 自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成

こどもが健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。そのため、学校・園においては、家庭や地域社会、関係諸機関と連携を図りながら、適切な健康安全に関する活動の実践を促し、こどもの発達段階を考慮して、健康安全教育を組織的、計画的に推進する。

3 健やかな成長のための食育の取組の推進

学校・園における食育を推進するため、食に関する指導計画などに基づき、積極的な指導を行うとともに、生きた教材としての学校給食に地場産物の活用を推進し、その充実を図る。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) 自然とのかかわりや体験活動を積極的に取り入れ、こどもの感性や思考力の芽生えを培うとともに、日常的な遊びを通して、心と体を十分に働かせ、健康で安全な生活を作り出す力を養う取組を行う。

小・中学校（義務教育施設）

- (1) 新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、幼小中の接続及び発達の段階に応じつつ、各校の実態に即した取組により、こどもの体力や運動能力を上昇させることを目標として、積極的に体力・運動能力の向上を図る。
- (2) 防災教育、CAP研修などを通して、身の回りの危険に気付き正しく判断し、自ら安全な行動がとれる能力と態度を育成すると共に自分の身は自分で守る習慣をつける。

よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

1 一人一人が人権を尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指す教育の推進

部落差別や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者などの人権問題を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが大切にされる共生社会の実現に向けた教育を推進する。

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育の理念および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいにより教育上特別の支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程などを編成・実施するとともに、合理的配慮に留意し自立し社会参加する資質や能力を育てる。

2 社会の変化を前向きにとらえ、よりよい社会と幸福な人生を創りだす子どもの育成

- (1) 一人一人の子どもが自分のよさに気付き、将来への希望を持ち、目的意識を高め、キャリア教育を通して、望ましい職業観や勤労観を身に付けられるように指導する。また、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていくために、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。
- (2) シティズンシップ教育を通して、法やルールについて理解し、個人としての権利と義務を行使し、自己実現を図る。また、社会の意思決定や運営の過程において、人や社会と積極的に関わろうとする資質を育成する。
- (3) SDGs に掲げた開発目標について、自らのこととして課題を理解し、主体的に解決を目指す実践的な活動の推進に努める。
- (4) 「八幡市環境自治体宣言」「環境方針(環境改善への決意)」や「八幡市環境マネジメントシステム」など本市の環境に対する取組への理解を図り、ゴミの減量・分別・リサイクル・省エネなど、体験的な学習を積極的に取り入れ、学校における具体的な取組を通して環境教育の推進に努める。
- (5) 小中学校での GIGA スクール構想による一人一台端末を効果的に活用するためにの導入を踏まえ、発達段階に応じた利用を進めるとともに、情報を主体的に選択し、活用できる能力や情報社会に参画する態度などの情報活用能力の育成に努める。
- (6) 国際社会に生きる日本人の育成という観点に立ち、人権尊重の精神を基盤として、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成する。
- (7) 外国人幼児・児童・生徒や海外から帰国した子どもについて、学校生活への適応を図るとともに、外国での生活習慣や生活経験の特性を生かすなど、適切な指導に努める。

魅力ある学校・園づくり

- (1) 「確かな学力」「楽しい学校・園」「地域に支えられる学校・園」をキーワードに一人一人のこどもが、安心感や存在感をもって学校・園生活を送ることができる魅力ある元気な学校・園づくりを進める。
- (2) 絶えず実態把握に努め、評価・検証を通じて、教育の「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、「まなび」を変えることによって、学校・園がこどもにとって豊かな学びの場となるよう学校運営（経営）改善に努める。
- (3) 各学校・園においては、地域の自然や文化・人材などの資源を積極的に活用し、教育活動全体との関連のもと、学校・園の創意工夫による特色ある教育活動を展開できるようカリキュラム・マネジメントを進める。
- (4) 学校関係者評価や学校支援地域本部事業、学校支援協議会などを活用し、地域コミュニティとつながる開かれた学校・園づくりを推進する。
- (5) 学校・園におけるこどもの安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修などに関する学校安全計画を策定・実施する。また、地域社会の協力を得つつ、学校独自の「危機管理マニュアル」の検証と改善に努める。

教職員の資質能力の向上

- (1) 校・園長は、教育目標達成のため、自校・園の組織体制を整え、教育課程などを編成するとともに、課題に応じた年間研修計画を策定する。また、教職員の研修と研修成果の発表を積極的に推進し、魅力ある教職員の育成及び学校・園の教育力の向上に努めるとともに、教職員の心身の健康管理に留意し、働きがいのある学校・園経営に努める。
- (2) 教職員は、社会の変化や時代のニーズを踏まえ、研修講座や研究指定校など他校・園の研究成果を積極的に活用し、校内研修や教育実践に生かして、意欲的に指導力の向上を図る。また、常に自らの健康に留意し、自己研修、人格の陶冶に励み、高い人権意識・倫理観を養う。
- (3) 教職員は、こどもたちや地域の実情を踏まえ、“カリキュラム・デザイナー”として企画力を発揮し、創意工夫を凝らした教育活動を展開できるように努める。
- (4) 教職員は、児童生徒や保護者の教育的ニーズを的確に把握し適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校・園の教育力を高めるように努める。

- 社会教育の方針と目標 -

八幡市教育委員会

令和6年4月

目 次

—生涯学習社会の実現に向けた学習環境の整備と充実—

- 1 学習環境整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 相互連携の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

—あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための 学習活動の推進—

- 1 学習活動と社会参加活動の促進・・・・・・・・・・ 2

—家庭・地域社会の教育力の向上—

- 1 家庭・地域社会の教育力の向上・・・・・・・・・・ 3

—青少年を育成する活動の充実—

- 1 活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

—文化活動と生涯スポーツの振興—

- 1 文化活動と生涯スポーツの振興・・・・・・・・・・ 4

—文化財の保存と活用—

- 1 文化財保護意識の高揚と文化財の活用・・・・・・・・ 5

社会教育の方針と目標

八幡市教育委員会

生涯学習社会の実現に向けた 学習環境の整備と充実

- ・市民のライフスタイルに応じた学習機会の提供と学習環境整備の推進
- ・社会教育施設等の総合的な活用の促進
- ・社会教育関係団体などとの連携・協力
- ・社会教育関連部署などにおける相互連携の確立

1 学習環境整備の推進

- (1) 市民のライフスタイルに応じた多様な学習機会の提供や自発的な学習活動を支援するとともに、生涯学習を支える社会教育の促進に必要な調査・研究を進め、学習環境と社会教育施設の耐震化等整備・充実に努める。
- (2) 生涯学習センターを中心に市民に対する学習情報の提供と相談機能を充実し、公民館等社会教育施設が連携して、各分野にわたる学習活動を推進する。また、市民の自発的な学習活動やボランティア活動の促進に努めるとともに、大学等との連携を進め、地域課題をはじめ、国際理解、環境問題への取組、地域の安全などの現代的課題に関する学習活動を推進する。
- (3) 社会教育施設における地域イントラネットの使用により、市民が情報収集と活用能力を身に付けられるよう、情報化社会に対応した学習機会の充実に努める。その際、プライバシーの保護や著作権など基礎的な情報モラルを確立できるように留意する。
- (4) 市民図書館では、「八幡市子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」に沿って、多様な子どもの成長に合わせた自主的な読書活動の支援及び子ども関係施設との協力を行う。成人に向けては、子育て・健康・就労など、市民生活に必要な情報・資料を迅速かつ継続的に提供することで、更なる生活支援・向上に努める。

2 相互連携の確立

- (1) 市民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、社会教育関係団体などの果たす役割は重要であり、団体の自主性を尊重し、その活動の意義を重視しつつ、活性化に努めるとともに、相互連携を進める。
- (2) 人生100年時代への備えとして、社会教育関連部署などが相互に連携して、より効果的、効率的な事業展開を図る。

あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための学習活動の推進

- ・あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための学習活動の推進
- ・男女共同参画社会の実現に向けた学習活動の推進
- ・高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- ・障がいのある人の自立と社会参加の促進
- ・国際理解を深めるための学習活動の推進

1 学習活動と社会参加活動の促進

- (1) 部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるため学習機会を拡充するとともに、その取組を通して人権意識の高揚に努める。また、学習活動を効果的に推進するため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に努めるとともに、学校、関係機関や団体などの連携を促進する。
- (2) 「八幡市男女共同参画プラン るーぶ計画Ⅲ」の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の形成を目指した多様な学習機会の充実と幅広い学習内容の充実に努める。
- (3) いわゆる団塊の世代をはじめとする中高齢者が進んで参加できる多様な学習機会の提供に努めるとともに、社会生活で培った知識や能力を地域社会でいかせる環境を整え、中高齢者の社会参加活動を支援し、世代間交流など学習活動の充実に努める。

- (4) インクルーシブの理念に基づき、障がいのある人が積極的に参加できる学習講座や文化・スポーツ活動の拡充を図るとともに、社会教育活動に参加しやすい環境づくりに努める。
- (5) 市内に在住する外国人をともに生きるパートナーとして、その人権を十分尊重し、保障するよう努めるとともに、国籍、民族、文化の違いを認め合い、国際理解を深めるための学習機会を提供する。

家庭・地域社会の教育力の向上

- ・家庭の教育力向上を図るための学習活動の推進
- ・地域社会の教育力向上を図るための体験機会の充実
- ・地域活動を支援するボランティア活動の促進

1 家庭・地域社会の教育力の向上

- (1) 家庭・学校・地域社会のそれぞれの教育機能がその特性をいかしながら相互に連携し、子どもを育てる学校支援の事業を推進する。
- (2) 生命を大切に作る心や思いやりの心などの豊かな心をはぐくむ上で、家庭の果たす役割が大きいとの観点から、家庭の教育力を高めるための学習の機会を提供する。
- (3) 子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付ける上で、乳幼児期からの読み聞かせなどが効果的であることから、家庭における読書の重要性について理解が深められるよう努める。
- (4) 学校施設などを活用して、地域の教育力等を活かした学習活動の充実を図るとともに、児童の自主学習力と学習意欲の向上を支援する。
- (5) 地域の人々が交流を深め、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、防災・防犯なども視野に入れた学習機会の提供に努めるとともに、様々な体験活動の拡充を図る。
- (6) 社会生活上の道徳・モラルの向上や地域活動を支援するボランティア活動の促進など、子どもたちを取り巻く環境の健全化を図る。

- (7) 関係機関・団体との連携を密にしながら、有害薬物に対する注意喚起やインターネット上の有害情報対策等の啓発を含めた社会環境浄化の取組などに努める。

青少年を育成する活動の充実

・新しい時代を切り拓く力、他人を思いやる心を持った青少年の育成

1 活動の促進

- (1) ふれあい体験学習やふれあい交流事業、世代間交流などを通して青少年の健全育成に努める。
- (2) 安全・安心な活動拠点として社会教育施設などを活用し、青少年の文化芸術・スポーツ・地域交流活動を支援する。
- (3) さまざまな活動や講座を開催して、自発的かつ主体的に学び行動できる青少年を育成するための機会の充実を図る。
- (4) 青少年に社会の一員としての自覚を促すとともに、青少年の健全な育成に対する市民の理解と協力を深めるため、青少年が大人や社会に向けて訴えたいことを発表する機会を設ける。

文化活動と生涯スポーツの振興

・豊かな人間性をはぐくむための地域における文化活動の促進
・健康でいきいきとした市民生活を実現するための生涯スポーツの振興と競技水準の向上

1 文化活動と生涯スポーツの振興

- (1) 「八幡市文化芸術振興基本方針」に基づき、市民一人ひとりの自主的、主体的な文化芸術活動をより一層促進し、心豊かな活力ある地域社会の実現を図る。

- (2) 生活にうるおいと喜びをもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化にふれる機会の提供に努めるとともに、文化行事の開催等を通じて、地域における多様な文化活動の振興を図る。
- (3) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など、地域に根付いた多様な文化活動の促進を図るとともに、国際理解のための学習活動を進め、新しい文化の創造に努める。
- (4) 各種スポーツ教室や大会等の開催を通じて、生涯スポーツへの関心を深め競技力向上を図る。
- (5) 学校体育施設の開放等により、地域でのスポーツ活動を促進するほか、子どもから青少年、大人、高齢者、障がい者が楽しめるニュースポーツの普及を図る。
- (6) 文化やスポーツの発展に貢献している人や団体を顕彰し、文化やスポーツの振興を図る。

文化財の保存と活用

- ・ 市内文化財の保存・整備とさらなる活用
- ・ 市民の文化財保護意識の高揚

1 文化財保護意識の高揚と文化財の活用

- (1) 「八幡市文化財保護条例」の趣旨に沿って、数多くの貴重な文化財を次代に継承していくために、適切な保護に努める。
- (2) 文化財保護意識を高めるため、所有者や関係団体との連携に努めるとともに、出前講座、見学や体験学習などを通じて、その普及啓発に努める。
- (3) 市民が地域の歴史を知ることによって、まちに誇りと愛着を持てるよう文化財の活用を図る。
- (4) 文化財保護の基盤づくりとして、継続的に文化財の調査及び収集・整理、保存・整備を行う。

八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
 八幡市教育委員会公印規程（昭和 61 年八幡市教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表13の項中 「八幡幼稚園 八幡第三幼稚園 八幡第四幼稚園」を「さくら幼稚園 橋本幼稚園」に改める。

別表 20 の項及び 21 の項を次のように改める。

20	八幡市立〇〇保育園長之印	21 mm平方	保育園長名をもつてする文書	各保育園	各 1
21	京都府八幡市立〇〇こども園長之印	21 mm平方	こども園長名をもつてする文書	各こども園	各 1

別表 22 の項から 24 の項までを削り、同表中 25 の項を 22 の項とし、26 の項を 23 の項とする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○八幡市教育委員会公印規程 昭和61年10月1日教委規程第1号</p>	<p>○八幡市教育委員会公印規程 昭和61年10月1日教委規程第1号</p>
<p>改正</p> <p>昭和62年3月7日教委規程第1号 平成元年6月14日教委規程第1号 平成5年1月26日教委規程第1号 平成8年5月28日教委規程第1号 平成9年9月1日教委規程第2号 平成9年9月2日教委規程第3号 平成10年10月20日教委規程第2号 平成11年9月16日教委規程第3号 平成15年3月12日教委規程第1号 平成19年7月26日教委規程第1号 平成19年10月30日教委規程第2号 平成22年2月13日教委規程第1号 平成24年1月21日教委規程第1号 平成27年4月1日教委規程第1号 令和元年10月29日教委規程第1号 令和4年6月29日教委規程第1号 令和4年12月19日教委規程第2号</p>	<p>改正</p> <p>昭和62年3月7日教委規程第1号 平成元年6月14日教委規程第1号 平成5年1月26日教委規程第1号 平成8年5月28日教委規程第1号 平成9年9月1日教委規程第2号 平成9年9月2日教委規程第3号 平成10年10月20日教委規程第2号 平成11年9月16日教委規程第3号 平成15年3月12日教委規程第1号 平成19年7月26日教委規程第1号 平成19年10月30日教委規程第2号 平成22年2月13日教委規程第1号 平成24年1月21日教委規程第1号 平成27年4月1日教委規程第1号 令和元年10月29日教委規程第1号 令和4年6月29日教委規程第1号 令和4年12月19日教委規程第2号</p>
<p>八幡市教育委員会公印規程 (趣旨)</p>	<p>八幡市教育委員会公印規程 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規程は、八幡市教育委員会及び教育委員会事務局並びに教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）の公印について、管理、使用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p>	<p>第1条 この規程は、八幡市教育委員会及び教育委員会事務局並びに教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）の公印について、管理、使用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p>

改正後	改正前
<p>第2条 この規程において公印とは、公文書に使用する印章をいう。 (公印の種類等)</p>	<p>第2条 この規程において公印とは、公文書に使用する印章をいう。 (公印の種類等)</p>
<p>第3条 公印の名称、寸法、使用区分、管理区分及び個数は、別表のとおりとする。 (公印台帳)</p>	<p>第3条 公印の名称、寸法、使用区分、管理区分及び個数は、別表のとおりとする。 (公印台帳)</p>
<p>第4条 こども未来課長は、公印台帳(別記様式第1号)を備え、すべての公印をこれに登録しなければならない。 (公印の管理)</p>	<p>第4条 こども未来課長は、公印台帳(別記様式第1号)を備え、すべての公印をこれに登録しなければならない。 (公印の管理)</p>
<p>第5条 公印は教育委員会事務局にあつては、こども未来課長が、教育機関にあつては、それぞれの長が管理する。 2 前項に規定する者(以下「公印管理者」という。)に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ公印管理者の指定する職員がその職務を代行する。 (公印の使用)</p>	<p>第5条 公印は教育委員会事務局にあつては、こども未来課長が、教育機関にあつては、それぞれの長が管理する。 2 前項に規定する者(以下「公印管理者」という。)に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ公印管理者の指定する職員がその職務を代行する。 (公印の使用)</p>
<p>第6条 公印を使用する者は、押印を必要とする文書に決裁を経た起案文書を添えて、公印管理者に提示し、その承認を受けなければならない。 2 公印管理者は、公印を使用する者に、公印使用簿(様式第2号)へ必要事項を記載させ、公印を押印しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる公印(別表様式番号5から10までの公印を除く。)を使用する場合は、文書管理システムに公印の使用の申請を登録し、押印を必要とする文書を公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。ただし、文書管理システムにおける電子決定方式以外の方法により決裁を受けた場合にあつては、押印を必要とする文書に決裁文書を添えて、公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。 (電子印の使用)</p>	<p>第6条 公印を使用する者は、押印を必要とする文書に決裁を経た起案文書を添えて、公印管理者に提示し、その承認を受けなければならない。 2 公印管理者は、公印を使用する者に、公印使用簿(様式第2号)へ必要事項を記載させ、公印を押印しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる公印(別表様式番号5から10までの公印を除く。)を使用する場合は、文書管理システムに公印の使用の申請を登録し、押印を必要とする文書を公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。ただし、文書管理システムにおける電子決定方式以外の方法により決裁を受けた場合にあつては、押印を必要とする文書に決裁文書を添えて、公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。 (電子印の使用)</p>
<p>第6条の2 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行うときは、別表に掲げる公印のうち電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子印」と</p>	<p>第6条の2 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行うときは、別表に掲げる公印のうち電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子印」と</p>

改正後	改正前
<p>いう。)を印刷して公印の押印にかえることができる。</p> <p>2 前項に規定する処理をするときは、こども未来部長の承認を得なければならない。</p> <p>(公印の印刷)</p> <p>第7条 公印管理者が特に必要があると認める場合は、公印の印影を印刷し、押印に代えることができる。この場合において、公印管理者が必要と認めるときは、縮小して印刷することができる。</p> <p>2 前項の規定により、公印の印影を印刷した文書は、保管の確実を期するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(公印の新調、改印及び廃止)</p> <p>第8条 公印の新調、改印及び廃止をしようとするときは、公印管理者はこども未来課長と協議し、公印新調(改印、廃止)申請書(様式第3号)により、教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 公印管理者は、改印及び廃止に係る旧公印を直ちにこども未来課長に引き継ぐものとする。</p> <p>3 廃棄した公印の処理のてん末は、公印台帳に記録しておかなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(昭和62年3月7日教委規程第1号)</p> <p>この規程は、昭和62年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成元年6月14日教委規程第1号)</p> <p>この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成5年1月26日教委規程第1号)</p> <p>この規程は、公布の日から施行し、平成3年12月1日から適用する。ただし、別表の改正規定中八幡市立都教育集会所館長之印に関する部分は、平成</p>	<p>いう。)を印刷して公印の押印にかえることができる。</p> <p>2 前項に規定する処理をするときは、こども未来部長の承認を得なければならない。</p> <p>(公印の印刷)</p> <p>第7条 公印管理者が特に必要があると認める場合は、公印の印影を印刷し、押印に代えることができる。この場合において、公印管理者が必要と認めるときは、縮小して印刷することができる。</p> <p>2 前項の規定により、公印の印影を印刷した文書は、保管の確実を期するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(公印の新調、改印及び廃止)</p> <p>第8条 公印の新調、改印及び廃止をしようとするときは、公印管理者はこども未来課長と協議し、公印新調(改印、廃止)申請書(様式第3号)により、教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 公印管理者は、改印及び廃止に係る旧公印を直ちにこども未来課長に引き継ぐものとする。</p> <p>3 廃棄した公印の処理のてん末は、公印台帳に記録しておかなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(昭和62年3月7日教委規程第1号)</p> <p>この規程は、昭和62年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成元年6月14日教委規程第1号)</p> <p>この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成5年1月26日教委規程第1号)</p> <p>この規程は、公布の日から施行し、平成3年12月1日から適用する。ただし、別表の改正規定中八幡市立都教育集会所館長之印に関する部分は、平成</p>

改正後	改正前
<p>元年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成8年5月28日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年9月1日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年9月2日教委規程第3号） 1 この規程は、公布の日から施行する。 2 電子印の使用については、当分の間、別表の様式番号1及び3の公印に限るものとする。</p> <p>附 則（平成10年10月20日教委規程第2号） この規程は、平成10年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年9月16日教委規程第3号） この規程は、平成11年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月12日教委規程第1号） この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年7月26日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年10月30日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年2月13日教委規程第1号） この規程は、平成22年3月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年1月21日教委規程第1号） この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日教委規程第1号） この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により教育長が任命された日（平成29年4月2日）から施行する。</p>	<p>元年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成8年5月28日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年9月1日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年9月2日教委規程第3号） 1 この規程は、公布の日から施行する。 2 電子印の使用については、当分の間、別表の様式番号1及び3の公印に限るものとする。</p> <p>附 則（平成10年10月20日教委規程第2号） この規程は、平成10年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年9月16日教委規程第3号） この規程は、平成11年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月12日教委規程第1号） この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年7月26日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年10月30日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年2月13日教委規程第1号） この規程は、平成22年3月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年1月21日教委規程第1号） この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日教委規程第1号） この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により教育長が任命された日（平成29年4月2日）から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（令和元年10月29日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年6月29日教委規程第1号） この規程は、令和4年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年12月19日教委規程第2号） この規程は、令和5年1月1日から施行する。</p> <p style="color: red;">附 則（令和6年4月1日教委規程第 号） この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（令和元年10月29日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年6月29日教委規程第1号） この規程は、令和4年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年12月19日教委規程第2号） この規程は、令和5年1月1日から施行する。</p>

別表

様式番号	名称	寸法	使用区分	管理区分	個数
1	京都府八幡市教育委員会之印	24mm平方	教育委員会名をもつてする文書	こども未来課	1
2	八幡市教育委員会教育長之印	21mm平方	教育長名をもつてする文書	こども未来課	1
3	八幡市教育委員会教育長之印	27mm平方	表彰状、感謝状等	こども未来課	1
4	八幡市教育委員会教育長職務代理之印	21mm平方	教育長職務代理名をもつてする文書	こども未来課	1
5	京都府八幡市立〇〇小学校之印	24mm平方	小学校名をもつてする文書	各小学校	各1
6	京都府八幡市立〇〇小学校之印	52mm×64mm	卒業証書用	各小学校	各1

別表

様式番号	名称	寸法	使用区分	管理区分	個数
1	京都府八幡市教育委員会之印	24mm平方	教育委員会名をもつてする文書	こども未来課	1
2	八幡市教育委員会教育長之印	21mm平方	教育長名をもつてする文書	こども未来課	1
3	八幡市教育委員会教育長之印	27mm平方	表彰状、感謝状等	こども未来課	1
4	八幡市教育委員会教育長職務代理之印	21mm平方	教育長職務代理名をもつてする文書	こども未来課	1
5	京都府八幡市立〇〇小学校之印	24mm平方	小学校名をもつてする文書	各小学校	各1
6	京都府八幡市立〇〇小学校之印	52mm×64mm	卒業証書用	各小学校	各1

改正後						改正前					
7	京都府八幡市立 〇〇小学校長之 印	21mm平方	小学校長名 をもつてす る文書	各小学校	各 1	7	京都府八幡市立 〇〇小学校長之 印	21mm平方	小学校長名 をもつてす る文書	各小学校	各 1
8	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	24mm平方	中学校名を もつてする 文書	各中学校	各 1	8	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	24mm平方	中学校名を もつてする 文書	各中学校	各 1
9	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	52mm×64 mm	卒業証書用	各中学校	各 1	9	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	52mm×64 mm	卒業証書用	各中学校	各 1
10	京都府八幡市立 〇〇中学校長之 印	21mm平方	中学校長名 をもつてす る文書	各中学校	各 1	10	京都府八幡市立 〇〇中学校長之 印	21mm平方	中学校長名 をもつてす る文書	各中学校	各 1
11	京都府八幡市立 〇〇幼稚園之印	24mm平方	幼稚園名を もつてする 文書	各幼稚園	各 1	11	京都府八幡市立 〇〇幼稚園之印	24mm平方	幼稚園名を もつてする 文書	各幼稚園	各 1
12	京都府八幡市立 〇〇幼稚園長之 印	21mm平方	幼稚園長名 をもつてす る文書	各幼稚園	各 1	12	京都府八幡市立 〇〇幼稚園長之 印	21mm平方	幼稚園長名 をもつてす る文書	各幼稚園	各 1
13	八幡市立幼稚園 之印	54mm× 69mm	卒園証書用	八幡幼稚園 八幡第三幼 稚園さくら 幼稚園 八幡第四幼 稚園 橋本幼稚園	各 1	13	八幡市立幼稚園 之印	54mm× 69mm	卒園証書用	八幡幼稚園 八幡第三幼 稚園 八幡第四幼 稚園	各 1
14	八幡市立八幡市 民図書館之印	21mm平方	図書館名を もつてする 文書	図書館	1	14	八幡市立八幡市 民図書館之印	21mm平方	図書館名を もつてする 文書	図書館	1
15	八幡市立八幡市	21mm平方	図書館長名	図書館	1	15	八幡市立八幡市	21mm平方	図書館長名	図書館	1

改正後						改正前					
	民図書館長之印		をもつてする文書				民図書館長之印		をもつてする文書		
16	八幡市立南ヶ丘教育集会所館長之印	24mm平方	教育集会所館長名をもつてする文書	南ヶ丘教育集会所	1	16	八幡市立南ヶ丘教育集会所館長之印	24mm平方	教育集会所館長名をもつてする文書	南ヶ丘教育集会所	1
17	八幡市立男山市民図書館之印	21mm平方	図書館名をもつてする文書	図書館	1	17	八幡市立男山市民図書館之印	21mm平方	図書館名をもつてする文書	図書館	1
18	八幡市立男山市民図書館長之印	21mm平方	図書館長名をもつてする文書	図書館	1	18	八幡市立男山市民図書館長之印	21mm平方	図書館長名をもつてする文書	図書館	1
19	八幡市教育支援センター所長之印	18mm平方	八幡市教育支援センター所長名をもつてする文書	教育支援センター	1	19	八幡市教育支援センター所長之印	18mm平方	八幡市教育支援センター所長名をもつてする文書	教育支援センター	1
20	八幡市立南ヶ丘 保育園長之印 八幡市立〇〇保育園長之印	21mm平方	南ヶ丘 保育園長名をもつてする文書	南ヶ丘 保育園 各保育園	各 1	20	八幡市立南ヶ丘保育園長之印	21mm平方	南ヶ丘保育園長名をもつてする文書	南ヶ丘保育園	1
21	八幡市立南ヶ丘 第二保育園長之印 京都府八幡市立〇〇こども園長之印	21mm平方	南ヶ丘 第二保育園長名をもつてする文書	南ヶ丘 第二保育園 各こども園	各 1	21	八幡市立南ヶ丘第二保育園長之印	21mm平方	南ヶ丘第二保育園長名をもつてする文書	南ヶ丘第二保育園	1
22	八幡市立みその	21mm平方	みその保育	みその保育	1	22	八幡市立みその	21mm平方	みその保育	みその保育	1

改正後						改正前					
	保育園長之印		園長名をも つてする文 書	園			保育園長之印		園長名をも つてする文 書	園	
23	京都府八幡市立 有都子ども園長 之印	21mm平方	有都子ども 園長名をも つてする文 書	有都子ども 園	1	23	京都府八幡市立 有都子ども園長 之印	21mm平方	有都子ども 園長名をも つてする文 書	有都子ども 園	1
24	八幡市立わかた け保育園長之印	21mm平方	わかたけ保 育園長名を もつてする 文書	わかたけ保 育園	1	24	八幡市立わかた け保育園長之印	21mm平方	わかたけ保 育園長名を もつてする 文書	わかたけ保 育園	1
25 22	八幡市立南ヶ丘 児童センター館 長之印	24mm平方	南ヶ丘児童 センター館 長名をもつ てする文書	南ヶ丘児童 センター	1	25	八幡市立南ヶ丘 児童センター館 長之印	24mm平方	南ヶ丘児童 センター館 長名をもつ てする文書	南ヶ丘児童 センター	1
26 23	八幡市社会教育 委員会之印	24mm平方	社会教育委 員会名をも つてする文 書	生涯学習課	1	26	八幡市社会教育 委員会之印	24mm平方	社会教育委 員会名をも つてする文 書	生涯学習課	1

別記
様式第1号

別記
様式第1号

改正後

公 印 台 帳

印		様 式 番 号
影		印 材
年 月 日押印		

名 称	
寸 法	
使 用 区 分	
管 理 者	
個 数	
備 考	

改正前

公 印 台 帳

印		様 式 番 号
影		印 材
年 月 日押印		

名 称	
寸 法	
使 用 区 分	
管 理 者	
個 数	
備 考	

改正後	改正前
年 月 日	年 月 日
<p style="text-align: center;">公印新調（改印、廃止）申請書</p>	<p style="text-align: center;">公印新調（改印、廃止）申請書</p>
<p>八幡市教育委員会教育長様</p>	<p>八幡市教育委員会教育長様</p>
<p style="text-align: center;">公印管理者</p>	<p style="text-align: center;">公印管理者</p>
<p style="text-align: center;">印</p>	<p style="text-align: center;">印</p>
<p>下記のとおり公印を新調（改印、廃止）したいので申請します。</p>	<p>下記のとおり公印を新調（改印、廃止）したいので申請します。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 公印名称</p>	<p>1 公印名称</p>
<p>2 使用区分</p>	<p>2 使用区分</p>
<p>3 新調（改印、廃止）の理由</p>	<p>3 新調（改印、廃止）の理由</p>
<p>4 新調（改印、廃止）年月日</p>	<p>4 新調（改印、廃止）年月日</p>
<p>5 印影</p>	<p>5 印影</p>

八幡市立保育所規則の一部を改正する規則

八幡市立保育所規則（令和4年八幡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる施設に応じて」を削り、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八幡市立保育所規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○八幡市立保育所規則 令和4年11月24日教委規則第6号 改正 令和5年3月20日教委規則第4号 八幡市立保育所規則</p>	<p>○八幡市立保育所規則 令和4年11月24日教委規則第6号 改正 令和5年3月20日教委規則第4号 八幡市立保育所規則</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、市が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する保育所（以下「保育所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、市が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する保育所（以下「保育所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定員)</p>	<p>(定員)</p>
<p>第2条 保育所の利用定員は、次に掲げる施設に応じて教育委員会が別に定めるものとする。 (1) 八幡市立南ヶ丘保育園 (2) 八幡市立南ヶ丘第二保育園 (3) 八幡市立みその保育園 (4) 八幡市立わかたけ保育園</p>	<p>第2条 保育所の利用定員は、次に掲げる施設に応じて教育委員会が別に定めるものとする。 (1) 八幡市立南ヶ丘保育園 (2) 八幡市立南ヶ丘第二保育園 (3) 八幡市立みその保育園 (4) 八幡市立わかたけ保育園</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第3条 保育所には、園長、主幹、園長補佐その他必要な職員を置くことができるものとする。</p>	<p>第3条 保育所には、園長、主幹、園長補佐その他必要な職員を置くことができるものとする。</p>
<p>(職務)</p>	<p>(職務)</p>
<p>第4条 園長は、園務を掌理し、職員を指揮監督する。園長に事故があるときは、あらかじめ園長の定めた職員が職務を代理する。</p>	<p>第4条 園長は、園務を掌理し、職員を指揮監督する。園長に事故があるときは、あらかじめ園長の定めた職員が職務を代理する。</p>
<p>2 職員は、園長の命を受け、それぞれ担当の園務に従事する。</p>	<p>2 職員は、園長の命を受け、それぞれ担当の園務に従事する。</p>
<p>(入所申込手続)</p>	<p>(入所申込手続)</p>
<p>第5条 保育所の利用を希望する保護者は、希望する保育所の名称その他別に定める事項を記載した書類を教育委員会に提出し、承認を受けなければ</p>	<p>第5条 保育所の利用を希望する保護者は、希望する保育所の名称その他別に定める事項を記載した書類を教育委員会に提出し、承認を受けなければ</p>

改正後	改正前
<p>ならない。ただし、法第24条第5項又は第6項の規定により保育等を行う場合は、この限りでない。</p>	<p>ならない。ただし、法第24条第5項又は第6項の規定により保育等を行う場合は、この限りでない。</p>
<p>(保育内容)</p>	<p>(保育内容)</p>
<p>第6条 保育所の保育の内容は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>第6条 保育所の保育の内容は、教育委員会が別に定める。</p>
<p>(給食)</p>	<p>(給食)</p>
<p>第7条 保育所入所児童に対しては、内閣府令で定める基準により、食事を給付するものとする。</p>	<p>第7条 保育所入所児童に対しては、内閣府令で定める基準により、食事を給付するものとする。</p>
<p>(日課及び年中行事)</p>	<p>(日課及び年中行事)</p>
<p>第8条 保育所の日課及び年中行事は、教育委員会がこれを定める。</p>	<p>第8条 保育所の日課及び年中行事は、教育委員会がこれを定める。</p>
<p>(保育時間及び休みの日)</p>	<p>(保育時間及び休みの日)</p>
<p>第9条 保育所の保育時間及び休みの日は、次の各号に掲げるところによる。</p>	<p>第9条 保育所の保育時間及び休みの日は、次の各号に掲げるところによる。</p>
<p>(1) 保育時間 月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後4時30分まで、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとする。</p>	<p>(1) 保育時間 月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後4時30分まで、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとする。</p>
<p>(2) 休みの日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(2) 休みの日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>
<p>(時間外保育)</p>	<p>(時間外保育)</p>
<p>第9条の2 前条の規定にかかわらず、保護者の申出があり、教育委員会が必要と認めるときは午前7時から午前8時30分まで又は午後4時30分（土曜日にあつては午後0時30分）から午後6時（土曜日にあつては午後4時30分）までの範囲内で保育を行うことができる。</p>	<p>第9条の2 前条の規定にかかわらず、保護者の申出があり、教育委員会が必要と認めるときは午前7時から午前8時30分まで又は午後4時30分（土曜日にあつては午後0時30分）から午後6時（土曜日にあつては午後4時30分）までの範囲内で保育を行うことができる。</p>
<p>(届出)</p>	<p>(届出)</p>
<p>第10条 保護者は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条に規定する届出事項を変更する場合のほか、次に掲げる場合には、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第10条 保護者は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条に規定する届出事項を変更する場合のほか、次に掲げる場合には、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 入所中の児童を退所させる場合</p>	<p>(1) 入所中の児童を退所させる場合</p>
<p>(2) 児童が死亡した場合</p>	<p>(2) 児童が死亡した場合</p>

改正後	改正前
<p>(3) 保護者の生計状況又は児童の健康、住居、その他一身上に異動を生じた場合 (建物使用)</p> <p>第11条 保育所の目的外使用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育委員会の認めた団体で公共的な目的のために用いる場合に限り使用を許可し、個人の使用を認めない。</p> <p>(2) 使用時間は、保育時間外とし、保育に支障をきたす場合には、使用を認めない。</p> <p>(3) 使用に際しては、保育所使用許可願を提出し、教育委員会の許可を受けねばならない。</p> <p>(4) 使用に際して建物、備品等を破損し、または以後の保育に支障をきたすような行為があった場合は、弁償の責を負わねばならない。なお、程度により、以後の使用を禁ずることがある。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に効力を有する市長により行われた承認その他の行為又はこの規則の施行の日前に市長に対して行われた申請その他の行為で、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成8年八幡市規則第3号）の規定に基づき八幡市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、八幡市教育委員会により行われた承認その他の行為又は八幡市教育委員会に対して行われた申請その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（令和5年3月20日教委規則第4号）</p>	<p>(3) 保護者の生計状況又は児童の健康、住居、その他一身上に異動を生じた場合 (建物使用)</p> <p>第11条 保育所の目的外使用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育委員会の認めた団体で公共的な目的のために用いる場合に限り使用を許可し、個人の使用を認めない。</p> <p>(2) 使用時間は、保育時間外とし、保育に支障をきたす場合には、使用を認めない。</p> <p>(3) 使用に際しては、保育所使用許可願を提出し、教育委員会の許可を受けねばならない。</p> <p>(4) 使用に際して建物、備品等を破損し、または以後の保育に支障をきたすような行為があった場合は、弁償の責を負わねばならない。なお、程度により、以後の使用を禁ずることがある。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に効力を有する市長により行われた承認その他の行為又はこの規則の施行の日前に市長に対して行われた申請その他の行為で、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成8年八幡市規則第3号）の規定に基づき八幡市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、八幡市教育委員会により行われた承認その他の行為又は八幡市教育委員会に対して行われた申請その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（令和5年3月20日教委規則第4号）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="152 181 748 210">この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="206 226 779 255">附 則（令和6年〇月〇日教委規則第〇号）</p> <p data-bbox="152 271 748 300">この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1158 181 1753 210">この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>

八幡市立保育所延長保育事業運営要綱の一部を改正する要綱

八幡市立保育所延長保育事業運営要綱（令和4年八幡市教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八幡市延長保育事業運営要綱

第1条中「八幡市立保育所延長保育事業」を「八幡市立の保育所及び認定こども園の延長保育事業」に改める。

第2条中「市立保育所において」を「八幡市立の保育所及び認定こども園において」に改め、「八幡市立保育所規則（令和4年八幡市教育委員会規則第6号）」の次に「及び八幡市立こども園規則（令和4年八幡市教育委員会規則第7号）」を加える。

第6条の見出し中「保育所規則」の次に「及びこども園規則」を加え、同条中「八幡市立保育所規則」の次に「及び八幡市立こども園規則」を加える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

八幡市立保育所延長保育事業運営要綱の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○八幡市立保育所延長保育事業運営要綱 令和4年11月24日教委告示第21号 八幡市立保育所延長保育事業運営要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、八幡市立の保育所及び認定こども園の延長保育事業(以下「延長保育」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (対象者)</p> <p>第2条 延長保育の対象は、八幡市立の保育所及び認定こども園において子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条の規定により保育必要量の認定を受けた子ども(1月当たり平均200時間までの区分の者を除く。)のうち、保護者又はこれに代わる者(以下「保護者等」という。)の就労等の事情により、八幡市立保育所規則(令和4年八幡市教育委員会規則第6号)及び八幡市立こども園規則(令和4年八幡市教育委員会規則第7号)に規定する保育時間及び時間外保育以外に保育を要する子どもとする。 (実施)</p> <p>第3条 延長保育は、保育時間及び時間外保育に引き続き、午後6時以降に実施する。 (申込み)</p> <p>第4条 延長保育を利用しようとする保護者等は、園長を通じて、教育委員会に申し込まなければならない。 2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、利用の可否を決定し、申込者に通知する。 (延長保育の停止)</p> <p>第5条 教育委員会は、保育している子どもが第2条に該当しなくなったときは、延長保育を停止するものとする。 (保育所規則及びこども園規則の適用)</p>	<p>○八幡市立保育所延長保育事業運営要綱 令和4年11月24日教委告示第21号 八幡市立保育所延長保育事業運営要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、八幡市立保育所延長保育事業(以下「延長保育」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (対象者)</p> <p>第2条 延長保育の対象は、市立保育所において子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条の規定により保育必要量の認定を受けた子ども(1月当たり平均200時間までの区分の者を除く。)のうち、保護者又はこれに代わる者(以下「保護者等」という。)の就労等の事情により、八幡市立保育所規則(令和4年八幡市教育委員会規則第6号)に規定する保育時間及び時間外保育以外に保育を要する子どもとする。 (実施)</p> <p>第3条 延長保育は、保育時間及び時間外保育に引き続き、午後6時以降に実施する。 (申込み)</p> <p>第4条 延長保育を利用しようとする保護者等は、園長を通じて、教育委員会に申し込まなければならない。 2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、利用の可否を決定し、申込者に通知する。 (延長保育の停止)</p> <p>第5条 教育委員会は、保育している子どもが第2条に該当しなくなったときは、延長保育を停止するものとする。 (保育所規則の適用)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 前各条に定めるもののほか、延長保育については、八幡市立保育所規則及び八幡市立こども園規則の規定を適用する。</p>	<p>第6条 前各条に定めるもののほか、延長保育については、八幡市立保育所規則の規定を適用する。</p>
<p>(利用料)</p>	<p>(利用料)</p>
<p>第7条 延長保育を利用する者は、別表に定める利用料を支払わなければならない。</p>	<p>第7条 延長保育を利用する者は、別表に定める利用料を支払わなければならない。</p>
<p>(利用料の軽減)</p>	<p>(利用料の軽減)</p>
<p>第8条 教育委員会は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の規定の例により利用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第8条 教育委員会は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の規定の例により利用料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(その他)</p>	<p>(その他)</p>
<p>第9条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>第9条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。</p>	<p>1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>2 この要綱の施行の際現に効力を有する市長により行われた承認その他の行為又はこの要綱の施行の日前に市長に対して行われた申請その他の行為で、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成8年八幡市規則第3号）の規定に基づき八幡市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、八幡市教育委員会により行われた承認その他の行為又は八幡市教育委員会に対して行われた申請その他の行為とみなす。</p>	<p>2 この要綱の施行の際現に効力を有する市長により行われた承認その他の行為又はこの要綱の施行の日前に市長に対して行われた申請その他の行為で、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成8年八幡市規則第3号）の規定に基づき八幡市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、八幡市教育委員会により行われた承認その他の行為又は八幡市教育委員会に対して行われた申請その他の行為とみなす。</p>
<p>附 則（令和6年4月1日教委告示第〇号） この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
教育・保育給付認定保護者の属する世帯区分	利用料			教育・保育給付認定保護者の属する世帯区分	利用料		
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
	合	合		合	合		
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び市町村民税均等割非課税世帯（以下「生活保護世帯等」という。）	円 0	円 0		円 0	円 0		
市町村民税所得割額 (生活保護世帯等に属する世帯を除く。)	35,000円未満	1,600	1,000	35,000円未満	1,600	1,000	
	35,000円以上	2,000	1,400	35,000円以上	2,000	1,400	
	97,000円未満			97,000円未満			
	97,000円以上	2,500	1,900	97,000円以上	2,500	1,900	
備考				備考			
1 1箇月の在籍日数が16日以下の者に係る当該月の利用料は、この表及び第8条の規定によって算出した額の2分の1に相当する額とする。				1 1箇月の在籍日数が16日以下の者に係る当該月の利用料は、この表及び第8条の規定によって算出した額の2分の1に相当する額とする。			
2 教育・保育給付認定保護者とは、子ども・子育て支援法第20条に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。				2 教育・保育給付認定保護者とは、子ども・子育て支援法第20条に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。			
3 市町村民税の額の計算については、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の規定の例による。				3 市町村民税の額の計算については、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の規定の例による。			
4 この表に規定する子どもの年齢区分については、延長保育が行われた日の属する年度の初日を基準日とする。				4 この表に規定する子どもの年齢区分については、延長保育が行われた日の属する年度の初日を基準日とする。			

八幡市預かり保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡市立の幼稚園（以下「幼稚園」という。）及び認定こども園（以下「こども園」という。）の教育・保育時間の終了後、幼稚園及びこども園の管理下において希望する在園児を当該施設で預かり、保育すること（以下「預かり保育」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象園児)

第2条 預かり保育の対象となる園児は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に規定する小学校就学前子どものうち次の各号のいずれかに該当する幼稚園及びこども園の園児とする。

- (1) 保護者の就労、介護等により預かり保育を受けることが必要な園児
- (2) その他園長が必要と認める園児

(実施日)

第3条 預かり保育の実施日は、月曜日から金曜日までの日（八幡市立幼稚園規則（昭和58年八幡市教育委員会規則第5号）に規定する幼稚園の休業日（以下「休業日」という。）を除く。ただし、休業日のうち教育委員会が預かり保育を実施する必要があると認めた日については、この限りでない。）とする。

(保育時間)

第4条 幼稚園及びこども園の預かり保育の保育時間は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園 教育時間終了後から午後5時まで
- (2) こども園 保育時間終了後から午後4時30分まで

(利用方法)

第5条 預かり保育の利用方法は、月単位の利用（以下「月極保育」という。）及び1日以内の利用（以下「一時預かり保育」という。）とする。

(利用申込み)

第6条 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までに申込書を園長に提出しなければならない。

- (1) 月極保育 利用しようとする月の前月の 20 日までの日
- (2) 一時預かり保育 利用しようとする日前 3 日までの日。ただし、保護者の疾病、事故、出産等やむを得ない理由により緊急に預かり保育事業を利用するときは、この限りでない。

2 前項第 2 号ただし書きに該当する場合、保護者は、園長の指示に従い速やかに申込手続きを行わなければならない。

(利用料等の納付及び免除)

第 7 条 前条の規定により預かり保育を利用することの申込みをした者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める利用料その他預かり保育に係る実費相当額を支払わなければならない。

- (1) 月極保育 1 月につき 3,500 円
- (2) 一時預かり保育 1 時間までごとにつき 150 円。ただし、30 分以内の利用があった場合又は利用時間に 30 分以内の端数が生じる場合、当該 30 分以内の利用に係る利用料は 100 円とする。

2 教育委員会は、利用者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている場合で必要と認めるときは、前項の利用料を免除する。

(変更等の届出)

第 8 条 預かり保育を利用している園児の保護者は、預かり保育を必要とする理由の消滅又は変更が生じたときは、直ちにその旨を園長に届け出なければならない。

(返金)

第 9 条 前条の規定による届出を受理した場合で必要があると認めるときは、園長は納付された利用料等を返金するものとする。

(利用の取消し)

第 10 条 園長は、利用者又は対象園児が次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育を利用させないことができる。

- (1) 預かり保育の対象園児でなくなったとき。
- (2) 利用の申込みにあたり虚偽の申込みその他の不正があったとき。
- (3) その他園長が預かり保育の利用を継続することが困難であると認めるとき。

(休業日における預かり保育)

第 11 条 休業日における預かり保育については、この要綱の規定にかかわ

らず、教育委員会が別に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

八幡市立幼稚園預かり保育事業実施要綱を廃止する要綱

八幡市立幼稚園預かり保育事業実施要綱（平成 17 年八幡市教育委員会告示第 1 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

八幡市立認定こども園預かり保育事業実施要綱を廃止する要綱

八幡市立認定こども園預かり保育事業実施要綱（令和4年八幡市教育委員会告示第22号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱

八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（令和4年八幡市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「おおむね生後6箇月児から10歳までの児童」を「生後6月から満11歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱 令和4年11月24日教委告示第19号 八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、八幡市ファミリーサポートセンター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (事業の目的)</p> <p>第2条 事業は、地域において育児の援助を行うことを希望する者（以下「サポート会員」という。）と育児の援助を受けることを希望する者（以下「利用会員」という。）を会員として、育児に関する相互援助活動を行うことにより、安心して子どもを生き健やかに育てることができる環境づくりに努めるとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。 (センターの指定)</p> <p>第3条 事業は、活動の中心となるファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を指定して実施する。 2 教育委員会は、次の施設をセンターとして指定する。 八幡市男山指月3番地11 八幡市立指月児童センター (休業日及び利用時間)</p> <p>第4条 センターの休業日は、八幡市の休日を定める条例（平成2年八幡市条例第13号）第1条第1項に規定する休日とする。 2 センターの利用時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休業日及び利用時間を変更することができる。 (業務の内容)</p> <p>第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を実施する。</p>	<p>○八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱 令和4年11月24日教委告示第19号 八幡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、八幡市ファミリーサポートセンター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (事業の目的)</p> <p>第2条 事業は、地域において育児の援助を行うことを希望する者（以下「サポート会員」という。）と育児の援助を受けることを希望する者（以下「利用会員」という。）を会員として、育児に関する相互援助活動を行うことにより、安心して子どもを生き健やかに育てることができる環境づくりに努めるとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。 (センターの指定)</p> <p>第3条 事業は、活動の中心となるファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を指定して実施する。 2 教育委員会は、次の施設をセンターとして指定する。 八幡市男山指月3番地11 八幡市立指月児童センター (休業日及び利用時間)</p> <p>第4条 センターの休業日は、八幡市の休日を定める条例（平成2年八幡市条例第13号）第1条第1項に規定する休日とする。 2 センターの利用時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休業日及び利用時間を変更することができる。 (業務の内容)</p> <p>第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を実施する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 会員の募集及び登録</p> <p>(2) 相互援助活動の調整</p> <p>(3) 研修会等の開催</p> <p>(4) 会員間の交流</p> <p>(5) 関係機関との連絡調整</p> <p>(6) 広報</p> <p>(7) その他、事業に関し教育委員会が必要と認めること。 (アドバイザーの設置)</p>	<p>(1) 会員の募集及び登録</p> <p>(2) 相互援助活動の調整</p> <p>(3) 研修会等の開催</p> <p>(4) 会員間の交流</p> <p>(5) 関係機関との連絡調整</p> <p>(6) 広報</p> <p>(7) その他、事業に関し教育委員会が必要と認めること。 (アドバイザーの設置)</p>
<p>第6条 市は、事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置くものとする。</p> <p>2 アドバイザーは、子育て支援に深い理解を有し、かつ、その職務を行うのに必要な能力を有すると認める者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>3 アドバイザーは、会員間の相互援助の調整を行う。 (入会及び会員)</p>	<p>第6条 市は、事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置くものとする。</p> <p>2 アドバイザーは、子育て支援に深い理解を有し、かつ、その職務を行うのに必要な能力を有すると認める者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>3 アドバイザーは、会員間の相互援助の調整を行う。 (入会及び会員)</p>
<p>第7条 センターに入会しようとする者は、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件を満たす者で、教育委員会の承認を得たものとする。</p> <p>(1) 利用会員 おおむね生後6月から満11歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の保護者で、育児の援助を受けたいもの</p> <p>(2) サポート会員 育児に熱意及び意欲のある者で、市の開催する子育てサポーター養成講座を受講したもの</p> <p>2 前項の承認を得ようとするものは、入会申込書を教育委員会に提出しなければならない。 (相互援助活動の実施方法)</p>	<p>第7条 センターに入会しようとする者は、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件を満たす者で、教育委員会の承認を得たものとする。</p> <p>(1) 利用会員 おおむね生後6箇月児から10歳までの児童の保護者で、育児の援助を受けたいもの</p> <p>(2) サポート会員 育児に熱意及び意欲のある者で、市の開催する子育てサポーター養成講座を受講したもの</p> <p>2 前項の承認を得ようとするものは、入会申込書を教育委員会に提出しなければならない。 (相互援助活動の実施方法)</p>
<p>第8条 相互援助活動の実施方法は、教育委員会が別に定める。 (退会)</p>	<p>第8条 相互援助活動の実施方法は、教育委員会が別に定める。 (退会)</p>
<p>第9条 利用会員又はサポート会員が、センターを退会しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第9条 利用会員又はサポート会員が、センターを退会しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(利用料)</p> <p>第10条 援助を受けた利用会員は、相互援助活動後に、援助を行ったサポート会員に対して、教育委員会が別に定める利用料を支払うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現に効力を有する市長により行われた承認その他の行為又はこの要綱の施行の日前に市長に対して行われた申請その他の行為で、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成8年八幡市規則第3号）の規定に基づき八幡市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、八幡市教育委員会により行われた承認その他の行為又は八幡市教育委員会に対して行われた申請その他の行為とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第10条 援助を受けた利用会員は、相互援助活動後に、援助を行ったサポート会員に対して、教育委員会が別に定める利用料を支払うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現に効力を有する市長により行われた承認その他の行為又はこの要綱の施行の日前に市長に対して行われた申請その他の行為で、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成8年八幡市規則第3号）の規定に基づき八幡市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、八幡市教育委員会により行われた承認その他の行為又は八幡市教育委員会に対して行われた申請その他の行為とみなす。</p>